

大阪市自動運転バス実装協議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪市自動運転バス実装協議会要綱第6条の規定に基づき、大阪市自動運転バス実装協議会（以下「協議会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議の傍聴を認める定員は、10人とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、座長は、会場の規模その他の事情を考慮して適当と認めるときは、同項の定員を増減するものとする。
- 3 会議の傍聴をしようとする者は、会議の開始予定時刻の30分前から開始予定時刻までの間に、会議が開催される場所において傍聴の受付を済ませ、協議会の事務局の職員（以下「事務局職員」という。）の指示に従い、会場に入場し傍聴席に着席するものとする。
- 4 次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。
 - (1) 危険物又は笛、太鼓等の楽器類その他の会議の妨げとなると認められる器物を所持している者
 - (2) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又はプラカード、旗、のぼり等を掲出している者
 - (3) 酒気を帯びていると認められる者
 - (4) 前3号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の支障となる行為をす
るおそれがあると認められる者
- 5 第3項の申込みの受付は先着順により行い、定員になり次第終了する。

(傍聴者の遵守事項)

第3条 傍聴者は、会場においては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 危険物又は笛、太鼓等の楽器類その他の会議の妨げとなると認められる器物を持ち込まないこと。
- (2) 発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット等の着用、プラカード、旗、のぼり等の掲出その他の示威的行為をしないこと。
- (4) 写真撮影、録画及び録音は行わないこと。
- (5) 携帯電話などの受信音、操作音等を出さないこと。
- (6) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと。

(違反に対する措置)

第4条 座長は、傍聴者が前条各号の規定に違反したと認めるときは、違反者に注意し、違反者がこれに従わないときは、その者を退場させることができる。

(報道機関の特例)

第5条 報道機関による会議の傍聴については、必要に応じ、第2条第1項及び第2項による定員とは別に、報道機関用の定員を設定するものとする。

2 報道機関から取材等の申入れがある場合は、会場内の写真撮影、録画及び録音を認めるものとする。ただし、その方法等については座長及び事務局職員の指示に従わなければならない。

附 則

この要領は、令和5年1月31日から施行する。